

保護者様

安八町教育委員会  
東安中学校組合教育委員会  
安八町立・組合立各小中学校

## 気象警報等の発表時における休業及び登下校について

近年、予報の困難な局地的大雨や河川の氾濫、台風による暴風被害などや対応の遅れによる被害の拡大が指摘されています。そうした事態をふまえ、特別警戒も運用されています。

そこで、児童生徒の安全・安心に万全を期し、以下のように対応いたします。みなさまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

### ◆児童・生徒が登校する以前に警報の発表が予想される場合

★児童生徒の安全と、保護者の皆様の対応をより適切に確保するため、前日の午前中までに登校について判定いたします。どうしても判断できない場合は、始業時刻前（午前6時30分）までに判定いたします。

- (1) 気象状況・道路・交通状況などを判断して、学校長が教育委員会と協議し、警報の発表に先立って休業を決定することがあります。
- (2) 休業を決定した場合、安八町広報無線及びすぐーるメールにより確実に連絡します。
- (3) 前日に判断することが難しい状況のときは、当日の朝に協議する場合があります。そのときは、始業時刻前（午前6時30分）までに、安八町広報無線及びすぐーるメールで確実に連絡します。

### ◆特別警報や気象に関する警報等（暴風・大雨・洪水・大雪等の気象警報）、岐阜県美濃中西部に緊急地震速報（警報：推定震度5弱以上）が発表された場合

※平成29年11月1日より、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震のみに着目した情報の発表は現在行われていません。よって、安八町が含まれる岐阜県美濃中西部に緊急地震速報（警報）が発令された場合も以下の対応をとることとします。

#### 1. 児童・生徒が登校する以前に特別警報や気象に関する警報（以下「警報」）、緊急地震速報（警報）が発表されている場合

- (1) 警報が解除されるまで自宅で待機させてください。
- (2) 午前6時15分までに警報が解除されたときは、平常通り登校させてください。
- (3) 午前6時15分から午前8時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経てから授業を始めます。この場合は、給食は副食のみを準備しますので、**主食を持参させてください。**
- (4) 午前8時を過ぎ、午前11時までに解除になった場合は、食事を済ませて午後1時~~30分~~までに登校させてください。（自宅待機の間、オンライン授業を実施する場合があります）
- (5) 午前11時を過ぎてから警報が解除になった場合は、臨時休業となります。

※(2)(3)(4)の場合、道路や橋の流出、家屋や樹木の倒壊などで登校が危険な場合は、登校させないでください。また、その情報を学校にお寄せください。

※緊急地震速報（警報）が発令され、大きな揺れが収まったとしても、建物の倒壊や道路の破損、余震等の恐れがあります。安全なところで身を確保し、連絡が入るまで登校は控えてください。

※安八町広報無線及びすぐーるメールの情報にも注意してください。

#### 2. 児童・生徒が登校してから警報（地震速報）が発表された場合（警報の発表が予想される場合も含む）

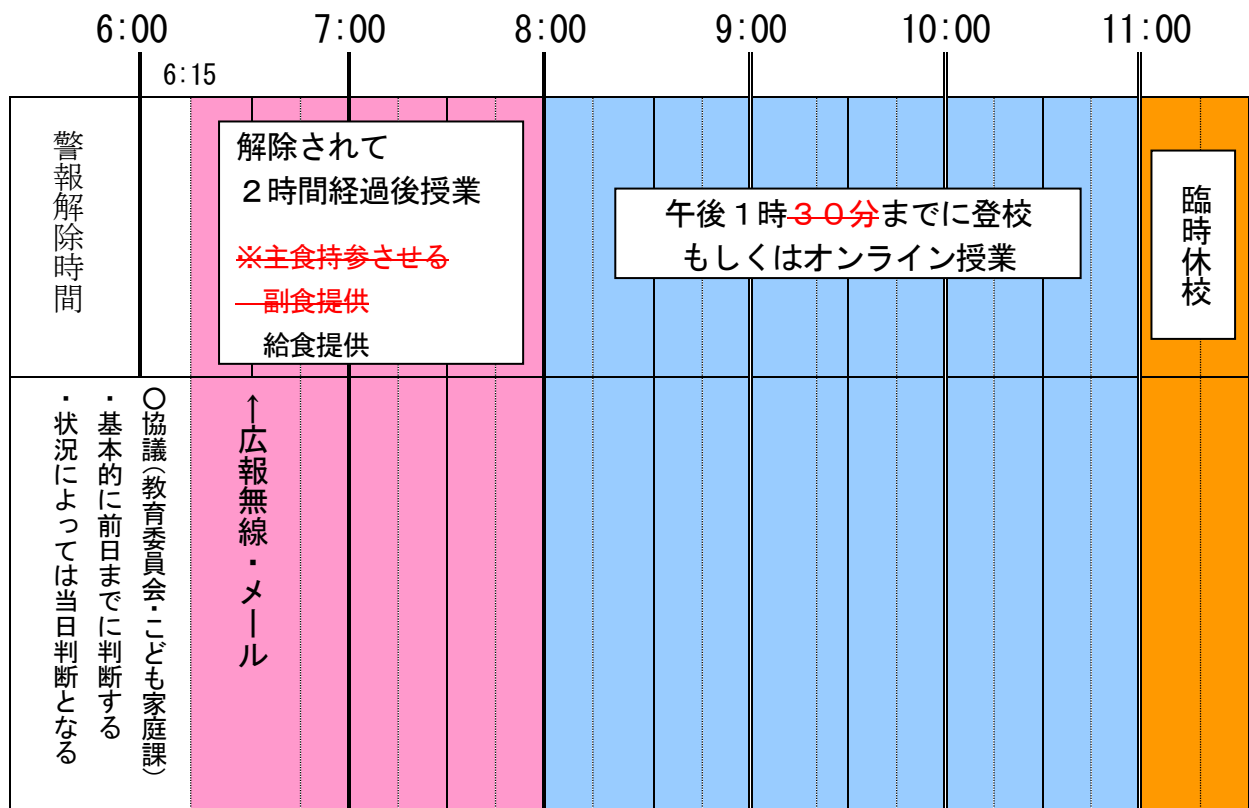
- (1) 学校長は状況により、教育委員会と協議し、保護者・児童・生徒等に指示します。
- (2) 警報発表時の気象状況、道路・交通状況などを判断して、児童・生徒を安全に帰宅させられると判断した場合は、当日の授業を中止して速やかに帰宅させます。この場合、必要と判断したときは、学校職員が引率します。
- (3) 児童・生徒の安全な帰宅が困難であると判断した場合は、その危険がなくなるまで校内の安全な場所で待機させます。なお、危険な状況が長期に及ぶと判断した場合は、保護者の安全も確保したうえで、引き渡し下校とします。

# 気象警報等の発表時における休業及び登下校についてのまとめ

## ◆児童・生徒が登校する以前に警報の発表が予想される場合

- ①気象状況・道路・交通状況などを判断して、学校長が教育委員会と協議し、基本的に前日までに判断をして、すぐメールで確実に連絡します。
- ②前日に判断することが難しい状況のときは、当日の朝に協議する場合があります。そのときは、始業時刻前（午前6時30分）までに、安八町広報無線及びすぐメールで確実に連絡します。

## ◆特別警報や気象に関する警報等（暴風・大雨・洪水・大雪等の気象警報）、岐阜県美濃中西部に緊急地震速報（警報：推定震度5弱以上）が発表された場合



※メール：教育委員会またはこども家庭課から一括配信します。

※広報無線：6：30までに町内全域に放送します。

## ◆児童・生徒が登校してから警報等が発表された場合（警報の発表が予想される場合も含む）

- ①学校長は状況により、教育委員会と協議し、保護者・児童・生徒等に指示します。
- ②警報発表時の気象状況、道路・交通状況などを判断して、児童・生徒を安全に帰宅させられると判断した場合は、当日の授業を中止して速やかに帰宅させます。この場合、必要と判断したときは、学校職員が引率します。
- ③児童・生徒の安全な帰宅が困難であると判断した場合は、その危険がなくなるまで校内の安全な場所で待機させます。なお、危険な状況が長期に及ぶと判断した場合は、保護者の安全も確保したうえで、引き渡し下校とします。